

相楽東部広域連合教育委員会後援名義等使用承認取扱規程

平成 24 年 2 月 27 日

教 委 規 程 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、相楽東部広域連合教育委員会(以下「教育委員会」という。)の共催、後援、協力及び協賛名義(以下「後援名義等」という。)の使用承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名義の種類及び範囲)

第 2 条 使用できる名義の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 共催 主催者と共同して教育委員会が事業を執行すること。
- (2) 後援 主催者の行う事業を教育委員会の施策推進に有益と認め、援助すること。
- (3) 協力 主催者の行う事業に対し、賛同の意を表し、援助すること。
- (4) 協賛 主催者の行う事業に対し、賛同の意を表すること。

2 使用できる名義の範囲は、相楽東部広域連合教育委員会とする。

(承認基準)

第 3 条 後援名義等を使用する事業は、次の各号のいずれかに該当する主催者が行うものでなければならない。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体
- (3) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (4) 新聞社、映画社又は学術研究団体
- (5) 前各号に定めるもののほか、教育長が認めた団体

2 後援名義等を使用する事業は、その内容が次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 住民の福祉の向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性があること。
- (3) 事業対象者の範囲がある程度の広さをもつこと。
- (4) 教育委員会の行政運営に関する一般方針に反しないこと。
- (5) 特定の政治的又は宗教目的を有しないこと。

3 前 2 項に定めるもののほか、後援名義等を使用する事業は、次に掲げる要件を満たしているものでなければならない。

- (1) 主催者の事業遂行能力が十分あると認められること。
- (2) 事業関係者が信用し得る者であること。
- (3) 公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。

(申請の手続)

第4条 後援名義等の使用承認を受けようとする者は、名義使用申請書(様式第1号)を原則として事業開始の1月前までに、第7条で定める承認権者に提出しなければならない。

2 承認権者は、前項の申請書を受理したときは、速やかに承認の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 前項の通知は、名義使用の承認通知書(様式第2号)又は名義使用の不承認通知書(様式第3号)によるものとする。

(事業計画の変更等)

第5条 後援名義等を使用する事業の主催者は、事業計画に変更が生じた場合、直ちにその旨を承認権者に届け出なければならない。

2 後援名義等(共催名義を除く。)を使用する事業が終了したときは、速やかに事業結果報告書(様式第4号)を提出しなければならない。

(承認の取消し等)

第6条 後援名義等を使用する者が、第3条に定める承認基準に違反して事業を行い、又は行う恐れのある場合は、直ちに当該名義使用の承認を取り消すものとする。

2 前項の規定に基づき、名義使用の承認を取り消し又は共催事業を取りやめた場合に、当該名義使用に係る事業に要した経費の全部又は一部の返還を求めることができる。

(承認権者等)

第7条 「相楽東部広域連合教育委員会」に係る名義使用の承認又は決定は、教育長が行うものとする。

2 名義使用の承認に係る事務は、当該名義使用に係る事業の内容に密接に関連する事務を分掌する課が担当する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

名義使用申請書

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

申請者：団体名

代表者：住 所

氏 名 印

連絡先

次について、名義使用を承認されるよう申請します。

名義の種類		
名義の範囲		相楽東部広域連合教育委員会
事業の概要	主 催 者	(申請者と異なる場合のみ記入) 団体名及び代表者名 住所(電話番号)
	事 業 名	
	実 施 時 期	
	実 施 場 所	
	事業の目的	
	事業の内容	
	参加対象者	
	備 考	

添付書類…事業計画書、予算書、チラシ、その他参考資料

様式第2号(第4条関係)

名義使用の承認通知書

第 号
年 月 日

様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 印

年 月 日付けで申請のあった名義使用について、次の条件を付して承認
します。

名義の種類	
名義の範囲	相楽東部広域連合教育委員会
事業名	
実施時期	
承認条件	1 名義使用は、承認された事業についてのみ行うこと。 2 広告、パンフレットその他印刷物に名義を使用する場合は、事前に原稿を教育長に提出すること。 3 申請内容を変更するときは、教育長の承認を受けること。 4 事業終了後、速やかに事業結果報告書を提出すること。 5 申請内容に虚偽の事実を発見したとき、又は承認の条件に違反したときは、承認を取り消すことができる。 6 申請事業への経費負担は行わない。 7 事業の実施に関し発生した事故については、一切の責任を負わない。

様式第3号(第4条関係)

名義使用の不承認通知書

第 号
年 月 日

様

相楽東部広域連合教育委員会
教育長 印

年 月 日付けで申請のあった名義使用について、次の理由により承認できないことと決定しましたので通知します。

名義の種類	
名義の範囲	相楽東部広域連合教育委員会
不承認の理由	

様式第4号(第5条関係)

事業結果報告書

年 月 日

相楽東部広域連合教育委員会教育長 様

申請者：団体名

代表者：住 所

氏 名 印

連絡先

年 月 日付け第 号で名義使用の承認を受けた事業が終了したので、
次により報告します。

名義の種類		
名義の範囲		相楽東部広域連合教育委員会
実施事業	事 業 名	
	実 施 時 期	
	実 施 場 所	
	参 加 人 数	
	事業の概要	
	事業の成果	

添付書類…収支決算書、その他参考資料